

千歳市総合教育会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第1項の規定に基づき、本市教育行政の推進を図るため、千歳市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整を行う。

- （1）教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- （2）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- （3）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（構成員）

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（招集）

第4条 会議は、市長が招集し、市長がその議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

（意見聴取）

第5条 会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（議事録）

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、原則、これを公表するものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 会議において、市長及び教育委員会の事務の調整が行われた事項については、市長及び教育委員会は、それぞれの調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 会議の事務局を企画部企画課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月 日から施行する。